

第3回 鴨川景観対策検討資料 ～今後の鴨川景観対策懇話会にむけて～

●鴨川らしい風景とは

- ・上流域（自然風景地域型）
 - ・中流域（都市地域型）
 - ・下流域（商工住居地域型）
- ※上記流域例は参考イメージ

●今後の鴨川景観の方向性

【参考】

●千年の都・鴨川清流プランより

3.2.2 美しい鴨川の景観形成

京都府鴨川条例の制定を受け、放置自転車については京都市と協働し実施した結果、一定の成果をあげることができた。しかし、依然として鴨川納涼床や室外機の景観誘導、バイク等の乗入れに関し、継続的、積極的な取り組みが求められていることから、今後とも適切に対応していく。また、鴨川の周辺については、調和のとれた望ましい景観形成に向け、景観行政を担う京都市との連携強化を図り、府市協調のもとに景観施策の拡充に向けた検討を進める。

●景観に対する府民会議の主な意見について

- ・計画的な植樹を行い、「緑の回廊」を創出すべき。（第6回）
- ・四季が感じられる植栽がよいのではないか。（第8回）
- ・鴨川から見える景観も同時に考えて欲しい。（第13回）
- ・鴨川上流域の自然景観をどのように保全すべきかについて議論してはどうか。（第19回）
- ・人工景観について話し合いたい。鴨川は大都市人工河川である。水、樹木、建造物（周辺の建物、橋を含む）遠景の山々をあわせて府市の各条例を勘案しつつ長期的な観点から、今から何をすべきかを話し合いたい。（一部でも自然公園指定、ひいては世界遺産を目指したい。）

（議題提案 第10回）